

議案第 6 号

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

墨田区附属機関の設置に関する条例（平成 2 5 年墨田区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部すみだ創生塾運営委員会の項を削る。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

生涯学習事業の見直しに伴い、すみだ創生塾運営委員会を廃止する必要がある。